

JOSKAS 会則・諸規定集

会 則

入会資格および年会費に関する細則

評議員選出に関する細則

理事・監事選出に関する細則

学会賞に関する細則

委員会委員に関する内規

名誉会員に関する内規

第1章 総 則

- 第1条 名称
本会の名称は、日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会（JOSKAS: Japanese Orthopaedic Society of Knee, Arthroscopy and Sports Medicine）と呼称する。
以下、本会という。
- 第2条 事務局
本会の事務局は、理事会の議により定めた場所に置き、事務局には事務職員を若干名おくことができる。

第2章 目的および事業

- 第3条 目的
本会は関節鏡、膝関節、スポーツ医学及びその関連分野に関する基礎的・臨床的研究の成果の発表の促進をはかり、ひいては整形外科学の発展に貢献することを目的とする。
- 第4条 事業
本会は、第3条の目的達成のために次の事業を行なう。
1) 学術集会の開催
2) 邦文学術雑誌および英文学術雑誌（Sports Medicine, Arthroscopy, Rehabilitation, Therapy and Technology (SMARTT)）を年1回以上発行し、会員等に配布する。
3) 関節鏡学、膝関節外科学及びスポーツ医学の発展進歩に貢献できると思われる事業
4) 内外の関連学術団体との連絡および提携
5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

- 第5条 会員の種類
本会の会員は、次のとおりとする。
1) 正会員 本会の目的に賛同し、所定の登録手続きを行なった医師
2) 準会員 本会の目的に賛同し、所定の登録手続きを行なった正会員以外の者
3) 特別会員 本会の発展に寄与した正会員および外国人医師のうちから、理事長が理事会および評議員会の議を経て推薦する者
4) 名誉会員 本会の発展のために、顕著な貢献をした正会員および外国人医師のうちから、理事長が理事会および評議員会の議を経て推薦する者
5) 賛助会員 本会の目的に賛同し、所定の手続きを行なった個人または団体
6) 臨時会員 上記1)～4)の会員ではなく、学術集会の共同研究者で定められた投稿費を支払った者
会員期間は、その学術集会の期間とするが、そこで発表した内容を機関誌に投稿する場合は共著者となることができる。
- 第6条 入会
本会の正会員、準会員または賛助会員として入会を希望するものは、所定の用紙に記入の上、会費をそえて、本会事務局に申し込むものとする。
入会資格は別に定める。
但し、特別会員および名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人承諾をもって、会員となりかつ会費を納めることを要しない。
- 第7条 退会
1) 会員が退会しようとするときは、本会事務局に届けなければならない。
2) 会費を3年以上滞納した場合には、退会とみなす。
- 第8条 除名
本会の名誉を傷つけ、また本会の目的に反する行為のあった場合、理事会は会員を除名することができる。

第4章 役員、評議員

- 第9条 役員

本会には、次の役員を置く。

- 1) 理事 若干名（うち理事長1名）
- 2) 監事 2名

第10条 役員を選出

- 1) 理事および監事は、別に定めるところにより評議員の中から選出し、総会の承認を要する。
- 2) 理事長は、理事会において理事の互選により選出する。

第11条 役員の業務

- 1) 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2) 理事は、理事会を組織し重要事項を審議、決定する。
- 3) 監事は、本会の会計および会務を監査する。

第12条 役員の任期

役員の任期は1期3年とし、再任は妨げない。
但し、連続して2期6年を超えることはできない。

第13条 評議員

- 1) 評議員は別に定めるところにより正会員の中から選出する。
- 2) 評議員は評議員会を組織して、本会役員の選出を行なうほか、理事会に助言する。

第5章 委員会

第14条 委員会

- 1) 理事会は必要に応じて、委員会を設けることができる。
- 2) 常置の委員会のほか、必要と認めたときは特別委員会を置くことができる。
- 3) 委員会委員は、理事長が評議員の中から指名し、これを委嘱する。
- 4) 理事長は委員長の要請により理事会の議を経て、委員会にアドバイザーを置くことができる。

第6章 会議

第15条 理事会

- 1) 理事会は理事長がこれを召集し、主宰する。
- 2) 学術集会会長は理事会に出席できる。
- 3) 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決する。

第16条 総会および評議員会

- 1) 総会は会員をもって構成するが議決権は正会員にのみ与える。
- 2) 評議員会は評議員および名誉会員をもって構成するが議決権は評議員にのみある。
- 3) 総会および評議員会は、それぞれ年1回学術集会開催中に開催する。
- 4) 総会および評議員会の議長は、理事長または、理事長の指名した者とする。
- 5) 理事長は必要に応じて臨時総会および臨時評議員会を招集できる。
- 6) 評議員会は、評議員数の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面および委任状によってあらかじめ意

思
も

を表示した者は、出席者とみなす。また、評議員会の議決は出席評議員の過半数をもって決する。

第7章 学術集会

第17条 学術集会

- 1) 学術集会は年1回開催し、会長がこれを主宰する。

- 2) 次々期会長は評議員会において選出する。次々期会長候補は理事2名の推薦を得て、立候補する。
- 3) 学術集会での発表の主演者は、原則として本会の会員に限る。

第8章 会費および会計

- 第18条 正会員，準会員および賛助会員の年会費は別に定める。
- 第19条 本会の経費は会費，および寄付金その他をもってこれに当てる。
- 第20条 本会の目的に賛同する個人および団体から寄付金を受けることができる。
- 第21条 本会の収支予算および決算は理事会の決議を経て評議員会，総会の承認を得なければならない。
- 第22条 既納の会費は，これを返還しない。
- 第23条 本会の会計年度は，4月1日に始まり，翌年の3月31日に終わる。

第9章 附 則

- 第24条 本会則の改正は，評議員会において，出席者の過半数以上の同意を必要とし，総会の承認を要する。

当分の間，本会の事務局は「〒734-8551広島県広島市南区霞1-2-3広島大学大学院医歯薬学総合研究科整形外科学内」に置く。

- 附 記 本会則は，平成21年6月25日から施行する。

入会資格および年会費に関する細則

第1条 JOSKAS会則第6条ならびに第18条によりこの細則を定める。

(入会資格および手続き)

第2条 正会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。
1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、署名して学会事務局へ提出すること
2) 役員・評議員1名の推薦を得ること

第3条 準会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。
1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、署名して学会事務局へ提出すること
2) 役員・評議員2名の推薦を得ること
3) 一定以上の業績を有する者

第4条 賛助会員になろうとする者は、下記の事項を具備することを要する。
1) 所定の入会申込書に所要事項を記載し、個人または代表者が署名、押印して学会事務局へ提出すること
2) 評議員2名の推薦を得ること

(入会の承認)

第5条 第2条、第3条ならびに第4条による所定の手続きを行なったものは、理事会の審議を経て入会の可否が決定される。

(会費の納入)

第6条 入会の許可を受けた者は直ちに当該年度の年会費を納入しなければならない。

第7条 年会費は、下記の通りとする。
正会員：15,000円、準会員：6,000円、賛助会員：50,000円以上

第8条 会費は、当該年度に全額を納入しなければならない。

(会員の権利および義務)

第9条 正会員は下記の権利および義務を有する。

(権利)

- 1) 本学会が刊行する機関誌および図書等の優先的配布を受けること
- 2) 総会、学術集会、その他本学会が行なう事業への参加ができること
- 3) 機関誌への投稿、および学術集会への応募・出題ができること
- 4) その他本学会の会則および細則に定められた事項

(義務)

- 1) 会費を納入すること
- 2) 総会の議決を遵守すること
- 3) 住所、氏名、学会機関誌送付先等に変更のある場合は速やかに事務局へ届出ること

第10条 準会員は下記の権利および義務を有する。

(権利)

- 1) 本学会が刊行する機関誌および図書等の優先的配布を受けること
- 2) 総会、学術集会への参加ができること
- 3) 機関誌への投稿、および学術集会への応募・出題ができること
- 4) 準会員は役員・評議員等の選挙権および被選挙権を有しない。

(義務)

- 1) 会費を納入すること
- 2) 総会の議決を遵守すること
- 3) 住所、氏名、学会機関誌送付先等に変更のある場合は速やかに事務局へ届出ること

第11条 賛助会員は下記の権利および義務を有する。

(権利)

- 1) 本学会が刊行する機関誌および図書等の優先的配布を受けること
 - 2) 学術集会への参加ができること
 - 3) 賛助会員は総会での議決権、役員・評議員等の選挙権および被選挙権を有しない。
(義務)
- 1) 会費を納入すること
 - 2) 総会の議決を遵守すること
 - 3) 住所、氏名、学会機関誌送付先等に変更のある場合は速やかに事務局へ届出ること

- 附 則 1 この細則の変更は理事会で行ない、評議員会、総会の承認を要する。
2 この細則は平成22年7月3日から施行する。

評議員選出に関する細則

(総 則)

第1条 JOSKAS会則第13条2による評議員の選出はこの定めによる。

(評議員の定数, 任期)

第2条 1) 評議員の定数は総会員の1割程度とする。
2) 評議員の任期は3年とする。
ただし, 再任を妨げない。
また, 前年度に満65歳に達したものは新たに委嘱しない。

(新評議員の選考および委嘱)

第3条 1) 理事長は, 理事会が必要と認めたとき, 推薦方法を明示し新評議員の推薦を受ける。
2) 新評議員の推薦は, 理事が行ない, さらに評議員1名の推薦を要する。
新評議員を推薦しようとする者は, 定められた日時までに所定の推薦状と被推薦者の履歴および業績を理事長に提出しなければならない。
3) 新評議員の選考は, 理事会で行ない, 評議員会に報告する。
4) 新評議員は, 理事長がこれを委嘱する。

評議員選考基準

新評議員選考にあたっては, 関節鏡、膝関節、スポーツ医学およびその関連分野における業績などについて、まず以下の第1項目で審査する。定員数に絞れない場合は順次第2、第3項目を適応して審査する。

第1項目

初回口演あるいは論文発表から10年以上の経験を有すること。共同演者、共著者でも可とする。

最近5年間に主著論文が5編以上あること。

査読制度の確立された雑誌に欧文主著論文を有すること。欧文著者も欧文論文に準ずる。

掲載年は問わないが、抄録は除く。

候補者の地域性を考慮する。

定員内に絞れない場合の審査基準

第2項目

学術的業績 (過去5年間の論文数、学会および研究会発表業績)

同一関連施設からの候補者数

第3項目

日本膝関節学会、日本関節鏡学会、JOSKAS初回発表からの年数

日本膝関節学会、日本関節鏡学会、JOSKAS入会からの年数

大学卒業年度

(評議員の失格条件)

第4条 以下のいずれかにより評議員の資格を喪失する。

1) 特別な理由がなく3年間連続して評議員会を欠席した者

- 附 則 1 本細則の変更は理事会で行ない，評議員会，総会の承認を要する．
2 本細則は平成22年7月3日から施行する．

理事・監事選出に関する細則

(総 則)

第1条 JOSKAS会則第10条による役員の選出はこの定めによる。

第2条 役員の選出は理事会で推薦し、評議員会に諮り総会で決定する。

理事は、満65歳以下の評議員の中から理事会が推薦し、評議員会の承認を得て選出される。監事は理事会にて選出され、理事会の議に参加し、本会の会計及び職務執行を監査する。

附 則 1 本細則の変更は理事会で行ない、評議員会、総会の承認を要す。

2 本細則は平成21年6月25日から施行する。

JOSKAS賞に関する細則

JOSKAS賞は学会雑誌投稿原稿の中から理事長，前，現，次，次々会長，編集委員長による選考委員会で3名選出し，翌年の学会において表彰する。

Masaki Watanabe Award：関節外科学において世界的な貢献をした正会員および外国人医師のうちから，理事長が理事会および評議員会の議をもって推薦する。

- 附 則
- 1 本細則の変更は理事会で行ない，評議員会，総会の承認を要する。
 - 2 本細則は平成22年7月3日から施行する。

委員会委員に関する内規

- 1) JOSKAS会則第14条による委員会委員についてはこの定めによる。
- 2) 委員は原則として評議員の中から理事長が委嘱する。
- 3) 委員の任期は3年とするが、理事会が認めれば再任することができる。
- 4) 委員長は、委員の互選によって決定する。
- 5) 委員の交代に当たり、退任する委員は自分の後任として2名の候補者を理事長に推薦する。
- 6) 理事長は新委員の選任に当たり、前項の委員候補者リストを参考とし、広く総意を求めるため、職務、地域等に留意し、選定して委嘱する。

附 記

- 1 本内規の変更は理事会において行う。
- 2 本細則は平成23年6月18日から施行する。

名誉会員に関する内規

JOSKAS会則第5条4による名誉会員の推薦についてはこの定めによる。

- 1) 日本膝関節学会、日本関節鏡学会またはJOSKAS理事、監事経験者
- 2) 日本膝関節学会、日本関節鏡学会またはJOSKAS学術集会会長経験者
- 3) 上記に準ずる功労のあった者
- 4) 1) 2) 3) のいずれかに該当する者が、年齢が65歳に達した場合、あるいは職を定年により退いた場合
但し、本会の役員に任にある者は、その任を終えた場合

附 記

- 1 本内規の変更は理事会において行う。
- 2 本細則は平成21年6月25日から施行する。